

## 平成29年度町・道民税申告受付日程表

月日(曜日)	地区	会場	受付時間
2月10日(金)	茂草	茂草町内会館	9:30~15:00
2月13日(月)	静浦	静浦町内会館	
2月14日(火)	赤神	小島地区基幹集落センター	
2月15日(水)	江良1区	パートナーシップランド (交流ホール)	
2月16日(木)	江良2区		
2月17日(金)	清部	清部生活改善センター	
2月20日(月)	原口	原口老人憩の家	
2月21日(火)	館浜	館浜生活改善センター	
2月22日(水)	白神	白神寿の家	
	札前	札前生活改善センター	
2月23日(木)	荒谷	荒谷寿の家	
	大沢	大沢老人憩の家	
2月27日(月)	大磯・愛宕・博多	大磯町内会館	
3月1日(水)	松城・唐津・博多	ふれあい交流センター	
3月2日(木)	上川	上川生活改善センター	
	月島	月島福祉の家	
3月3日(金)	小島地区	小島地区基幹集落センター	
	大島地区	パートナーシップランド (映像情報プラザ)	
3月6日(月)	弁天・建石	漁民センター	
3月7日(火)	朝日	朝日寿の家	
3月8日(水)	豊岡	町民総合センター (武道場)	
3月9日(木)	福山・全町		
3月10日(金)	全町		
3月13日(月)	全町		

申告は、税金を算出するうえの大切な資料となります。忘れずに申告するようにしましょう。各地区での受付は、日程表のとおりです。

今年からマイナンバーが必要になります

# 住民税(町・道民税)の申告は忘れずに!

## 2月10日～3月13日

### 申告に関するお問い合わせ

▽函館税務署  
個人課税第一部門  
☎0138-31-3741  
▽役場 税務課  
☎42-2275 ㊟223

確定申告書にマイナンバーの記載が始まります

申告をされる方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。申告書提出の際には、申告者及び扶養親族全員のマイナンバーの記載が必要となります。また、申告に来た方の身元確認ができるものが必要です。

## 申告に必要なもの

申告する方は、次の書類などを忘れずに持参してください。

### ■印鑑

### ■口座番号のわかるもの

■平成28年中の収入がわかる伝票、源泉徴収票、領収書、賃金精算書、収支決算の帳簿など

■マイナンバーカード、通知カードなどマイナンバーが確認できるもの（申告者本人、扶養親族全員分）

■運転免許書、保険証などの身元確認ができるもの

### 申告をしない場合

申告によって、事業専従者、扶養者、社会保険料、生命保険料などの各種の控除がありますが、申告をしない場合は、これらの控除もなく、逆に「不申告に関する過料」を課せられる場合もありますので注意してください。

■国民健康保険料、その他社会保険料などの支払額が確認できるもの

■医療費控除を受けられる方については、病院・薬局に支払った領収証

なお、医療費の明細を記入する用紙を役場及び各支所の窓口に備えていきますので、（記入のうえ、持参してください。）

■生命保険料・地震保険料  
払込証明書、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書など

※確定申告書の用紙が税務署より送付された方については、受付会場に持参願います。

### 申告の必要のない方

平成28年中の所得が給与だけの方で、ほかに収入がなく年末調整をしている方

### 記帳・帳簿書類の保存を

個人で事業や不動産貸付などを行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

### ○対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象）

### ○記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日・売上先・仕入先、その他の相手方の名称・金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額など

### ○帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類も保存する必要があります。

### 所得税還付金の口座

所得税還付金の受け取りを金融機関（銀行・信金・郵便局など）にすることができまので、ぜひご利用ください。

### 復興特別所得税

平成25年から平成49年まで、復興特別所得税（2・1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

### ネットで申告 e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、国税に関する各種手続きを自宅などから行うことができます。

① 国税庁ホームページから電子申告

② 添付書類の提出省略

③ 還付金がスピーディ

④ 24時間利用可能

※詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

### 譲渡・贈与の申告

土地や建物の売買や贈与があった方は直接税務署へ相談・申告してください。

### 問 函館税務署

個人課税第一部門

☎ 01381-313741



## 出張収納所開設日程

— お気軽にご利用ください —

地 区	月 日	時 間	場 所
建 石 井 天	2月24日(金)	13:00~ 15:00	漁民センター

### 口座振替の利用を!

納め忘れなどを無くすために、口座振替の利用をお勧めします。利用される方は、預貯金通帳と印鑑及び納付書を持参のうえ、町内の金融機関へお申し込みください。